

令和6年9月11日
独立行政法人農畜産業振興機構

契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る
平均取引価額の算定誤りについて（第2報）

令和5年11月10日付け「契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて（お詫び）」にて公表した平均取引価額の算定誤りに関し、現在までの対応状況等について御報告いたします。

昨年9月の事案判明以降、機構では、算定誤りの経緯等を調べるとともに、過去に事業を利用された皆様への対応について方針案を定め、関係各所と調整を進めて参りました。現在、各事業を利用された皆様には、機構から個別に御連絡を差し上げ、追加交付等の手続を進めているところでございますが、対応方針の決定、関係者へのお知らせ及び再発防止の概要につきまして御報告いたします。

関係者の皆様には、多大な御迷惑・御心配をおかけしておりますこと、重ねてお詫びいたします。

1. 対応状況等の概要

(1) 算定誤りの経緯について

契約野菜について、卸売市場における取引価格は、平成22年4月からは農林水産省統計部（以下「統計部」）から提供されることとなりましたが、それ以前は別の団体から提供されており、当該取引価格は消費税相当額抜きで提供されておりました。この変更の際に、機構は統計部から提供される当該取引価格を税抜きであると誤認し、平均取引価額を算出していたことが原因でした。機構が統計部から提供される卸売価格が税込みであると認識した時期は令和5年9月でした。

(2) 令和5年11月10日以降の対応状況について

① 対応方針の検討と決定（令和5年11月～令和6年1月）

当該事業を利用されていた皆様には、令和5年10月から対象品目の平均取引価額を機構職員が手計算により算出し、事業発動状況等を毎日メールでお知らせしておりました（令和5年10月3日から公表を停止していた事業発動状況等について、令和6年5月31日の公表の再開とともにメール送付は終了）。

また、今般の算定誤りに関し、過去において機構が交付した交付金の多寡に関して修正を行う期間等については、野菜生産出荷安定法などに基づき機構が当該事業を実施していることから、会計法第 30 条等に定める時効の規定を踏まえ、5 年間遡ることといたしました。具体的には、平成 30 年度以降の事業申込み分について修正対応することといたしました。

② 関係者へのお知らせ（令和 6 年 1 月～ 8 月）

これらの対応方針について、当該事業の交付金の原資を負担されている国及び関係する道県に対し、令和 6 年 1 月から 3 月にかけて説明を行い、御確認いただきました。

その後、機構から生産者をはじめとする利用者の皆様に順次、電話連絡等にて個別に御連絡を差し上げ、追加交付を行うことや新たに事業が発動することとなった期間における出荷数量実績の確認が必要となることを令和 6 年 5 月から 6 月にかけて御説明いたしました。

一方、過大交付となった利用者の皆様にも、機構から電話連絡等にて個別に御連絡を差し上げ、交付金の返納の御協力をお願いすること、ただし、今回の誤りの原因が機構であることを踏まえ交付金の返還義務はないことも併せて御説明いたしました。

利用者の皆様への確認を踏まえ、追加交付等の正確な金額の算出については、令和 6 年 8 月末までに終了いたしました。

③ 業務システムの一部改修（令和 5 年 12 月～令和 6 年 5 月）

統計部から提供される税込みの取引価格を機構の業務システムに取り込み、平均取引価額を税抜きで算出できるよう業務システムの一部改修を行いました。また、改修後の業務システムにより算出される平均取引価額の結果が正しいことの検証作業を行った上で、令和 6 年 5 月 31 日に機構ホームページ上で公表を再開するとともに、過去の平均取引価額の新旧対照表についても公開しました。なお、令和 5 年度以降の事業申込み分に関しては、修正後の正しい価格に基づき、事業を実施いたしております。

（3）再発防止について

算定誤りの経緯を鑑みると、機構の業務システムに取り込むデータの正確性の確認や、業務システム仕様作成時及び納品・検収時の検査が不十分であったと考えられることから、再発防止のため次の取組を行います。

- ① データ提供について文書で依頼し、諸元の確認を定期的に行う。
- ② 業務システム更改等の際、仕様書の作成・納品時に仕様書どおりの動作

であることの確認を徹底する。

- ③ 業務システム仕様のブラックボックス化を防ぎ、問題意識を醸成するため、業務システムと規程等との整合性や設定項目等の確認について、毎年、研修を行う。
- ④ 機構内の他の部署でも同様の案件が発生しないよう機構内での情報共有・注意喚起を行う。

(4) 影響額等について

正しい平均取引価額により算定した追加交付額及び返納の協力依頼額等は以下のとおりです。

① 追加交付額

事業名	追加交付額 (円)	対象者数 (者)
契約指定事業	221, 292, 000	66
契約特定事業	4, 003, 360	4
モデル事業	0	0
合計	225, 295, 360	69

- (注) 1. 契約指定野菜安定供給事業は「契約指定事業」、契約特定野菜等安定供給促進事業は「契約特定事業」、契約野菜収入確保モデル事業は「モデル事業」としました。
2. 追加交付額は、国負担分及び道県負担分の合計額です。ただし、モデル事業においては、都道府県の負担はありません。
3. 対象者数の合計は、事業間で重複した1者を除いた数です。

② 返納依頼額

事業名	返納依頼額 (円)	対象者数 (者)
契約指定事業	3, 009, 000	3
契約特定事業	5, 795, 608	2
モデル事業	36, 868, 485 (35, 421, 125)	73 (69)
合計	45, 673, 093 (44, 225, 733)	76 (72)

- (注) 1. 上記の () 書きの額及び者は、現時点までに利用者の皆様からの返納協力の申出のあった額及び者を差し引いたものです。今後、機構は事務費等の節減により、相当額の赤字の充当を行う予定です。
2. 返納依頼額は、国及び関係する道県負担分の合計額です。ただし、モデル事業においては、都道府県の負担はありません。
3. 対象者数の合計は、事業間で重複した2者を除いた数です。

2. 今後のスケジュールについて

今後、機構から追加交付を行うために道県において資金造成を行っていた
だき、利用者の皆様からの追加交付申請書に基づいて、追加交付を行ってま
いります。

(令和6年9月以降)

財源の資金造成（国分、県分を含む）

造成後、交付決定及び追加交付金の支払

(注) 道県によって交付時期は異なります。

(参考)

- ・ 機構ホームページにおける事業発動状況等の公表の中断について

<https://www.alic.go.jp/content/001232489.pdf>

- ・ (プレスリリース) 令和5年11月10日付け「契約野菜安定供給事業及び契約
野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて（お詫び）

<https://www.alic.go.jp/content/001234510.pdf>

- ・ 機構ホームページにおける事業発動状況等の公表の再開について

<https://www.alic.go.jp/content/001244659.pdf>

【問い合わせ先】

野菜振興部

担 当：太田、古河、大石

電話番号：03-3583-4341